

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 ( 28218 )
地域名 (地域内農業集落名)	市場地区 ( 大島町西 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 3 月 5 日 ( 第 3 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・農地の総面積は13haである。土地基盤整備は実施されていない。  
・生産作物については、主に水稻がつくられている。  
・個人農家数は37戸で、農業従事者の4割が70歳以上と営農における高齢化が進んでおり、更なる高齢化が予想される。  
・農家の規模別では、3ha以上5ha未満が1戸、0.5ha以上1ha未満が5戸、残りは全て0.5ha未満となる。  
・農地中間管理事業については、地域内農地の8割の農地で活用されている。  
・地域営農の担い手として、土地利用型農業者が1名おり約3haの農地が集積（集積率25%）している。なお、集落営農組織はなく、同地域内で営農活動を行う認定農業者はいない。  
・農家における将来の営農意向については、全体の7割以上で農業後継者が未定であり、今後、離農や規模縮小に伴う遊休農地の増加が予想されるため、現在の営農担い手への負担を考慮した上で、実効性のある農地流動化への取組が課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・現在の担い手農家を中心経営体と位置づけ、離農や耕作放棄地の発生にあわせて、農地を集積し、農用地の有効利用と保全を図る。  
・農地集積にあたっては、農地バンクを活用する。  
・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農振農用地区域内の農地とともにその周辺に連坦化した農用地を計画区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の担い手農家を中心経営体と位置づけ、離農や耕作放棄地の発生にあわせて、農地を集積する。</li> <li>・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。</li> </ul>
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手農家への農地の集積は、農地バンクを積極的に活用しながら農地の利用権設定を行う。</li> <li>・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。</li> </ul>
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。</li> <li>・土地改良施設の機能の維持管理にあたっては、必要に応じて、多面的機能直接支払交付金の活用を検討する。</li> </ul>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農を希望する者がいれば、地域営農の新たな担い手農家として育成する。</li> </ul>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。</li> </ul>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①農産物に対する鳥獣被害が予測される場合又は発生した場合は、侵入防止柵の設置等の対策を行う。          ⑦土地改良施設の機能の維持管理にあたっては、必要に応じて、多面的機能直接支払交付金の活用を検討する。</p>				